

鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例（昭和 48 年鹿沼市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 65 の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部を同表 67 の部とし、同表 64 の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部を同表 66 の部とし、同表 63 の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部を同表 65 の部とし、同表 62 の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「60 の項」を「62 の項」に改め、同部を同表 64 の部とし、同表 61 の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部を同表 63 の部とし、同表 60 の部事項の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部(1)の款中「汚染処理場」を「汚物処理場」に、「62 の項」を「64 の項」に改め、同款アの項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「65 の項」を「67 の項」に改め、同款イの項中「65 の項」を「67 の項」に改め、同部を同表 62 の部とし、同表 59 の部を同表 61 の部とし、同表 58 の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部を同表 60 の部とし、同表中 55 の部から 57 の部までを 2 部ずつ繰り下げ、同表 54 の部中「(昭和 25 年政令第 338 号)」を削り、同部を同表 56

の部とし、同表53の部の次に次のように加える。

54 建築基準法 施行令（昭和 25年政令第 338号）第 137条の12 第6項の規定に よる認定	既存不適格建築物の敷地の接道に 関する建築基準法令の適用除外に 係る認定申請手数料	申請1件につき 27,000円
55 建築基準法 施行令第137 条の12第7項 の規定による認 定	既存不適格建築物の道路内建築制 限に関する建築基準法令の適用除 外に係る認定申請手数料	申請1件につき 27,000円

別表第3の2の部(2)の款オの項(ア)中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同項(イ)中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同項(ウ)中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同項(エ)中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同項(オ)中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同項(カ)中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同項(キ)中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同項(ク)中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。